

ハイライト:

- ・医療費控除の提出書類が簡素化され、セルフメディケーション税制が適用開始です。
- ・周年記念品の課税関係について

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶



目次:

ご挨拶	1
確定申告に関するお知らせ ・医療費控除関係	1
周年記念品の課税関係	2

今年も残りわずかとなりました。これから益々寒さが増していきますので、体調管理に気をつけてお過ごしください。第72号では、平成29年度の確定申告から始まる医療費控除の変更点及び周年記念品の課税関係について解説しました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村 元彦
中村友理香

確定申告に関するお知らせ

年が明けるとまもなく個人確定申告の時期になります。所得税及び復興特別所得税の申告は、平成30年2月16日から3月15日までの間に確定申告書を提出することになります。(還付申告は、平成30年2月15日以前でも行えます。)

そろそろ平成29年分の領収書の整理や、確定申告に必要な資料の収集を行い、準備をしましょう。今号では、確定申告に関する内容について、ピックアップしました。

医療費控除の提出書類が簡素化されました。(医療費控除)

平成29年分の確定申告から医療費控除を受ける場合、「医療費控除の明細書」の添付を行えば、「医療費の領収書」の提出又は提示が不要となります。

➤提出しなかった医療費の領収書は、自宅で5年間保存する必要があります。また、税務署から領収書の提示又は提出を求められた場合には、応じなければなりません。

➤医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、医療費の明細書の記入が省略できます。
医療費通知:健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」等です。

平成29年分から平成31年分までの確定申告については、従来通り医療費の領収書の添付又は提示による方法も可能です。平成32年分以降は、医療費控除の明細書の添付が義務になります。

医療費控除の明細書は、右記のとおりです。

1は、健康保険組合等から交付を受けた医療通知書に関して記入します。

2は、1で記入した以外の医療費で、医療を受けた人・病院・薬局ごとに合計して記載します。

なお、この明細書では、セルフメディケーション税制の適用はできません。

平成 年分 医療費控除の明細書

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏名 _____

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の①~③を記入します。
※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、所定の事項が記載されたものをいいます。
(例:健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
円 ㉑	円 ㉒	円 ㉓

2 医療費(上記1以外)の明細

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したものについては、記入しないでください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円

セルフメディケーション税制が平成29年1月1日から施行されています。(医療費控除の特例)

セルフメディケーション税制とは、平成29年度分の確定申告から、健康の保持増進(健康診断等)並びに疾病の予防(市販薬の購入等)に関する取組を行った方が、12,000円以上の対象医薬品を購入した場合には、その超えた金額を所得控除することができる制度です。

対象医薬品の品目一覧は、厚生労働省HPの下記アドレスから、確認ができます。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-lseikyoku/0000184868.pdf>

セルフメディケーション税制の明細書は、前ページの医療費控除の明細書とは異なり、右記の様式になります。

セルフメディケーション税制は医療費控除の特例である為、従来の医療費控除との選択適用となります。昨年度まで、医療費が10万円を超えなかったため医療費控除の利用ができなかった方も、今年はセルフメディケーション税制対象の医薬品を12,000円以上購入していれば医療費控除の特例の利用が可能です。

対象医薬品を1年分集計してみると意外に12,000円を超えている可能性もあると思いますので、確定申告をする予定の方で健康診断等を行っている場合には、是非領収書を集計してみてください。

(セルフメディケーション税制については第67号で取り上げていますので、併せてご覧下さい。)

平成 年分 セルフメディケーション税制の明細書

※この控除を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません

氏名 _____

1 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

(1) 取組内容	<input type="checkbox"/> 健康診査	<input type="checkbox"/> 予防接種	<input type="checkbox"/> 定期健康診断
	<input type="checkbox"/> 特定健康診査	<input type="checkbox"/> がん検診	<input type="checkbox"/> ()
(2) 発行者名 (保険者、勤務先、市区町村、医療機関名など)			

※取組に要した費用は、控除対象となりません。

2 特定一般用医薬品等購入費の明細 「薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。

(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額 円	(4) (3)のうち生命保険 や社会保険などで 補填される金額 円

ホームページもご覧下さい。

<http://naka-cpa.my.coocan.jp/>



周年記念品の課税関係

国税庁HPに掲載されている源泉所得税に関する質疑応答事例から取り上げます。

[Q] 創業50周年を記念して在籍する全従業員に対し、**一律1万円分の商品券を支給**することとしました。

この場合、従業員に支給した商品券については、どのように取り扱われますか。

[A] **給与等として源泉所得税の課税対象になります。**

創業50周年等の区切りを記念して従業員に対し記念品を支給することは、一般的によくありますが、この記念品については、次の2つの要件にいずれも該当する場合には、課税しなくても差し支えないとされています。(所得税法基本通達36-22)

支給する記念品が社会通念上記念品としてふさわしいものであり、かつ、そのものの価額(処分見込み価額により評価した価額)が1万円以下であること。

創業記念のように一定期間ごとに到来する記念に際し支給する記念品については、創業後おおむね5年以上の期間ごとに支給するものであること。

上記の取扱いを受けることができるのは、記念品等の現物支給に限られるため、記念品に代えて商品券の支給をした場合には、給与等として課税の対象になります。これは、商品券と引き換えに商品を自由に選択して購入することができ、現金を支給した場合と実質的にかかわらないためです。

また、最近では、従業員に支給する記念品を、一定の金額の範囲内で自由に品物を選択できる「カタログギフト」で支給することもあります。この場合も給与等として課税の対象となりますので、気をつけたいところです。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。
平成30年度税制改正の内容は次号で取り上げます。

税理士法人 舞

中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03 - 3746 - 1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048 - 816 - 6180

Fax 048 - 834 - 1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp